



# 介護保険と税金

問い合わせ先  
市役所駅南庁舎高齢社会課  
☎(0857)20-3454

所得税などの申告受付が2月16日から始まります。  
そこで、介護保険に関する税金の控除についてお知らせします。

## 介護保険料

社会保険料控除として所得から控除されます。40歳以上の方が平成17年中に支払った介護保険料が控除の対象になります。

## 介護保険施設の利用料

介護保険施設でサービスを利用した場合、次のものが医療費控除の対象となります。ただし、日常生活費は除きます。

- ① 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所の場合
- ② 介護サービス費および食費と居住費の自己負担額として支払った額の1/2
- ③ 介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設に入所の場合
- ④ 介護サービス費および食費と居住費の自己負担額

## 在宅介護サービスの利用料

介護サービス計画（自己作成も含む）に基づき次の①から⑤のサービスのいずれかを利用している場合、その利用料が医療費控除の対象となります。

- ① 訪問看護
- ② 訪問リハビリテーション
- ③ 居宅療養管理指導
- ④ 通所リハビリテーション（食費も対象となります）
- ⑤ 短期入所療養介護（居住費と

食費も対象となります）

さらに、①から⑤のサービスのうち、⑥から⑨のサービスのいずれかを利用している場合、その利用料も医療費控除の対象となります。

## ⑥ 訪問介護（生活援助中心型は除きます）

⑦ 訪問入浴介護

⑧ 通所介護（食費は対象となりません）

⑨ 短期入所生活介護（居住費と食費は対象となりません）

医療費控除を受けるときは、平成17年中に支払った領収書などの添付が必要となりますので、サービス事業者にお問い合わせください。

## おむつ代に係る医療費控除

要介護者にかかるおむつ代は医療費控除の対象となります。申告には医師の証明書および領収書が必要です。ただし、2年目以降の申告の場合、医師の証明書に代えて市町村が主治医意見書の内容を確認した書類で申告することもできます。

## 要介護認定者の障害者控除

平成17年中に要介護認定を受けている人は障害者控除・特別障害者控除の対象となる場合があります。

## 「お笑い健康道場」新メニュースタート

お笑い健康道場では、下記の新しい事業が増えました。

- NEW MENU1 中高年運動指導**  
誰でもできる簡単な運動や体操、健康チェック、運動指導など  
対象 40歳以上
- NEW MENU2 アクティブシニアサロン**  
楽しいダンス教室、舞踊教室  
対象 60歳以上
- NEW MENU3 健康相談**  
保健師による健康相談  
対象 40歳以上
- NEW MENU4 健康民謡教室**  
三味線伴奏による民謡の歌唱  
対象 40歳以上

問い合わせ先  
お笑い健康道場 ☎(0857)39-2030  
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会  
☎(0857)37-0105

# 水道通信

鳥取市水道局  
☎(0857)53-7811

## 震災時応急給水拠点整備①

地震などの災害が発生した場合、断水地区の市民へ飲料水を給水する応急給水と迅速な復旧が求められます。

水道局では、市の総合計画に基づき「災害に強いまちづくり」の一環として、「応急給水拠点」と「応急給水施設」にいたる水道管の耐震化工事を行い、大規模な地震による災害が発生した場合でも、最低限の飲料水や医療用水を確保できるように震災時応急給水拠点整備事業を進め、平成13年6月に完了しています。

「応急給水拠点」には、小学校や指定避難所12カ所を定め、震

- 〔応急給水拠点〕**  
遷喬小学校・賀露小学校・鳥取市役所・鳥取赤十字病院・県立中央病院・鳥取市立病院・鳥取生協病院
- 〔応急給水施設〕**  
鳥取市役所・鳥取市立病院・鳥取市立病院・鳥取生協病院

災発生時から復旧までの間、この拠点から周辺地域に飲料水を供給するとともに、市全域の避難所へ給水車で飲料水を運ぶこととしています。また、「応急給水施設」には、病院や震災時に災害対策本部となる市役所本庁舎など6カ所を定め、飲料水と医療用水を優先的に供給します。なお、合併にともない「応急給水拠点」と「応急給水施設」の見直しを検討しています。



No.10